

分野別運用方針(介護分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧②

第2回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
1	5(2)カ	特定技能所属機関は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有し する、N2相当以上に合格した 1号特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守すること。	訪問介護を加えることについては消極意見ですが、訪問介護を加えるとした場合でもN2相当以上の日本語能力を要するとする点は、運用方針においても明示するのが適当と考えます。	市川委員	御指摘も踏まえ、訪問系サービスに従事する外国人介護人材については、実務経験等を有することとし、その点を分野別運用方針に記載することとします(詳細は別紙のとおり)。
2	5(2)カ④	訪問先でのいわゆるカスタマー ハラスメント防止等のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること。	訪問介護を加えるとした場合でも、受入れ機関によるハラスメントのみならず、訪問先での介護対象者からのハラスメントを防止するための措置を明示する趣旨の修正意見です。	市川委員	ここで求めている「ハラスメント防止」は事業所の職員や訪問介護の利用者、その家族などあらゆるハラスメント主体を含んでおり、部分的に例示することで、逆にハラスメント主体が限定的な印象を与えてしまう可能性があることから、分野別運用方針においては原案のとおり「ハラスメント防止」とさせていただきます。 なお、ハラスメント防止策として、相談窓口の設置だけではなく、対応マニュアルの作成や管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合のルール整備、利用者や家族等に対する周知、ハラスメントが実際に起こった場合の当該ルールの実行などについて遵守を求める事としており、この点を含めた事業所における遵守事項の詳細については、施行の際の通知等においてお示ししてまいります。
3		【修正案なし】	訪問介護において、介護者に対し、カメラ等で不正がないか、撮影するというのは、意思判断が可能な介護者本人、及び、家族の了解(家族がいない場合は、介護者本人のみでも可)を要する。 意思判断の可否レベルに応じ、家族の了解のみにするかどうかを検討するような文面にしていきたい。	佐久間委員	外国人介護人材が利用者の居宅に訪問して介護業務を行う可能性がある場合には、当該利用者やその家族に対し、 ・ 外国人介護人材が訪問する場合があること、 ・ ご指摘いただいたカメラの撮影等も含め、ICT機器を使用しながら業務を行う場合があること、 ・ 外国人介護人材の業務従事にあたって、不安なことがある場合に利用者又は家族から連絡するための事業所連絡先 などについて書面を交付して説明し、利用者又はその家族に当該書面に署名をしてもらうこととしております。 この点を含めた事業所における遵守事項の詳細については、より細かな記載が必要となることなどから、分野別運用方針においては記載せず、施行の際の通知等においてお示ししてまいります。

※オレンジ色のハイライトは会議資料2－3に反映している御意見

分野別運用方針(工業製品製造業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧②

第2回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
1	5(2)イ②	【修正案なし】	「イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件」の②で「外国人」から「特定技能外国人」へ変更された趣旨は、育成就労外国人と明確に区別するためか。また、育成就労制度において設けられる協議会とは、あくまで別ということを描しているのか。	佐久間委員	御理解のとおり、工業製品製造業分野の運用方針5(2)イ②において、「外国人の受入れ」を「特定技能外国人の受入れ」に変更した趣旨は、本記載で示す外国人が特定技能外国人であることを明確化する点にあります。また、同運用方針5(2)イ②中の「アの団体」は、現行の「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」や今後設置することになる育成就労制度における協議会とも異なるものになります。
2	5(2)イ①	「① 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。」 ↓ 「① 特定技能所属機関は、 賃上げ など生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。」	左記の赤字部分を追記すべきではないか。	富高委員	本改正案5(2)イ①の条件は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針2(1)において、「本制度による外国人の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組(略)を行った上で(略)行う。生産性向上や国内人材の就労については、本制度により外国人を受け入れた後も継続して行うべきことである。」との方針が示されていることを踏まえ、当該方針の文言を踏まえて御提案するものです。 賃上げについては、頂いた御意見も踏まえながら、生産性向上及び国内人材確保のための取組を確認する具体的な内容として、引き続き丁寧に検討を進めてまいります。

※オレンジ色のハイライトは会議資料2－3に反映している御意見

分野別運用方針(外食業分野)の改正(案)に対する有識者会議構成員からの意見及び回答一覧②

第2回会議机上配付分

番号	項番	修正案	修正趣旨(御意見)	委員名	回答
1		【修正案なし】	ハラスメント防止措置、被害者の救済措置、所属先の制裁措置を明記していただきたい。そこまで詳細に書き込めないというのであれば、ハラスメント防止について、業所管省庁及び業界団体が連携して取り組み、問題が生じた時には真摯に対応するというような趣旨の記載を追加いただきたい。 また、ハラスメント防止に関してマニュアルは重要であるため、問題が起きたときには、協議会(農水省)にマニュアルの開示請求をして、遵守の程度を確認したいが、開示請求を行った場合には開示されるのか。	富田委員	御指摘のあった点については、分野別運用方針5(2)ウの修正を行う箇所(以下、 赤字部分)を根拠とし、具体的な協議会等における詳細な措置については、下位規程である分野別運用要領等で規定することとさせていただきたいと考えております。 【分野別運用方針改正案】 5(2)特定技能所属機関に対して特に課す条件 ウ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと。 なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じること。 (マニュアルに係る質問への回答) 今回の改正に伴う上乗せ措置として、特定技能所属機関が、特定技能外国人に対して、風俗営業を営む営業所において就労を行わせる場合は、ハラスメント防止のために、マニュアルや相談体制の整備等の必要な措置を講じingことを新たなルールとして定めます。なお、当該マニュアルについては協議会へ提出することとなりますので、情報公開の対象となります。 ・ 特定技能所属機関は食品産業特定技能協議会への入会申請の際、及びその後の受入れの際、「雇用しようとする特定技能外国人に対して、マニュアルを作成・使用して、ハラスメント防止の対応について説明すること及び当該マニュアルを提出すること」について、誓約書において記載することとします。 ・ 誓約書に記載された上記の内容が遵守できていないことが判明した場合は、特定技能所属機関を指導の上、改善されない場合は除名等の措置を行うことができるよう、協議会の規約に新たに規定いたします。
2		意見を踏まえ検討いただきたい	「接待」をさせないために分野別協議会が講じる措置についても明記いただきたい。 ①風営法の許可を受けた旅館・ホテル(受入れ機関)の入会に当たり、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査 ②旅館・ホテルの業界団体に対して、当該団体の会員に対する法令順守の啓発や人権上の問題への対応等を徹底するよう指導 ③各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表 ④特定技能外国人からの相談体制及び(相談があった場合に)適切に対応するための仕組み作り	富高委員	御指摘のあった点については、分野別運用方針5(2)ウの修正を行う箇所(以下、 赤字部分)を根拠とし、具体的には、下位規程である分野別運用要領等で規定することとさせていただきたいと考えております。 【分野別運用方針改正案】 5(2)特定技能所属機関に対して特に課す条件 ウ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと。 なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じること
3		【修正案なし】	外食業の分野別運用方針改正案について、基本的に修正意見はない。外食業分野の改正案については、第1回有識者会議でも意見があったように、現場において、接客と接待が曖昧になるおそれは懸念点である。 しかるべく対応策を講じられるとの説明であったが、問題が生じないよう事業者の適切な体制整備を求めるとともに、万一問題が発生した際には当該外国人材への支援はもちろん、事業者に対して厳格に対応し、再発防止を図りたい。	堀内委員	今般、新たに特定技能で働く外国人労働者の受入れを拡大するにあたって、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を提供するとともに、法令順守の啓発を行うことを目的に、当省が設置・運営している食品産業特定技能協議会において、次のような体制強化を検討しています。 ①風営法の許可を受けた旅館・ホテル(受入れ機関)の入会に当たり、「接待」をさせないことの誓約書の提出や業務内容の精査 ②旅館・ホテルの業界団体に対して、当該団体の会員に対する法令順守の啓発や人権上の問題への対応等を徹底するよう指導 ③各種法令・誓約内容に違反が認められた場合の迅速な除名・公表 (「接待」に従事させた事実が明らかになった場合は協議会からの除名・公表を行い、以降、特定技能外国人の受入れを認めないこととします。) ④特定技能外国人からの相談体制及び(相談があった場合に)適切に対応するための仕組み作り また、「接待」に従事することを未然防止するということは重要であることから、協議会に参画する特定技能所属機関に対する定期的な指導を行います。 さらに、特定技能外国人による「接客」が「接待」に該当しないよう現場において適切に対応するため、業界団体と連携し、特定技能外国人が理解可能な現場での対応マニュアルの作成やどのような場合が「接待」に当たるか分かりやすく解説したQ&Aの作成、特定技能外国人向けの相談体制の整備など、安全な労働環境の確保に向け、周知・徹底を図ってまいります。

※オレンジ色のハイライトは会議資料2-3に反映している御意見